

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成31年3月27日

【会社名】 株式会社くろがね工作所

【英訳名】 Kurogane Kosakusho Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 神 足 泰 弘

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市西区新町1丁目4番24号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年2月25日に提出いたしました第96期（自平成26年12月1日至平成27年11月30日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度期末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は平成29年11月末日時点で、特定の営業拠点において販売取引及び購買取引に係る会計処理について不適切な会計処理が認められ、財務報告に係る内部統制は有効でないと判断し、開示すべき重要な不備を是正すべく改善策を実行してまいりました。また、平成30年11月期において、外部からの指摘があったことを契機に社内管理部門において確認を行ったところ、過年度にわたる会計処理の一部につき、不適切な会計処理が行われた可能性があることが認められました。更なる原因究明のため、平成30年12月14日付けで調査の客観性・中立性・専門性を確保するための、外部の専門家から構成される第三者調査委員会を設置し調査を行ってまいりました。その調査の結果、売上計上や仕入原価の処理の妥当性に問題があるとの同様の指摘があり、営業担当者に対する広範な権限付与と職務分担による牽制機能の欠如や人事異動の停滞等といったことが原因となっているとの調査報告を受領いたしました。これは、全社的な内部統制及び業務プロセスにおける内部統制に不備があったことに起因するものと判断しております。これらの内部統制の不備は、特にマーケットボリュームとして大きい営業拠点での目標数字（売上・利益）達成のための過度なプレッシャー等が起因し、コンプライアンスの徹底が不十分であったこと、営業担当者に権限が集中してしまったこと、相互牽制機能が有効に機能しなかったこと等によるものと認識しております。これらのことについて総合的に勘案し、当社の全社的な内部統制及び業務プロセスの再評価を行った結果、開示すべき重要な不備があるものと判断いたしました。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、第三者調査委員会からの提言も真摯に受け止め、経営陣における責任の明確化、コンプライアンス意識の醸成、取締役会における協議の充実化、監査役監査及び内部監査の充実、内部通報制度の仕組みの改善及び違法行為等を抑止する体制の整備等の見直しを実施いたします。また、販売部門及び購買部門の人員の再配置を行うと同時に、適時・適切な情報共有を図るための体制の見直し、補完的に情報の適正性を確認するための証憑の整備等の以下の再発防止策を講じることにより、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

売上管理部による売上物件ごとの取引内容の把握、関連証憑チェックの徹底

工務調達部による工事・作業についての発注、仕入検収の徹底

営業管理部による仕入直送品の仕入検収の徹底

経理部、売上管理部による外部倉庫への出荷売上の妥当性のチェック

営業管理部による請求書チェックと請求書未発送理由報告書による管理の徹底

売上管理部による注文書・作業及び工事完了証明書の原紙確認の徹底

売上管理部による売上取消についての赤伝申請書他の確認の徹底

売上管理部、経理部による長期仕掛物件・仮受金の管理と必要に応じてのヒアリングの実施

以上